

同時に協同加盟組合員は絶対の之れに加入せざることを及不加盟組合員も連して
（加入し得る及不加入の報告等）

(二) 労働組合法を制定実施せしむべき運動を起す件（大阪聯合会提出）
完全なる労働組合法を未議會に要求するの件（東京鉄工組合提出）

決議

可決

労働組合法の制定は現下の我國の組合運動に於て必要である。故に本大會は昨年
度大會決議の精神に基き更に之を中央委員會自ら於て一箇の法案として適當と認
識せしむる方法を以て之れが實現に努力せんことを政治部に要求す。

(三) 労働争議調停法に關する決議案（関東合同労働組合提出） 修正可決

理由、労働争議調停法の如何は組合の存在發展上最も重要なるものである。今日の場
合に於ては労働争議の突発的の排戦にせよ、或は労働者自らの予定の行動としての争
議を起すの例れを問はず、今日に於ては斯くの如き場合によく善処し有利に解決すべし外
には労働争議の組合の効果を表示する能はるべからざる。

然し而も労働組合は労働争議の手段が唯一絶対の武器であると言ふのは非也。

其の目的的發展のためには組合は個人を離れて同一の場を以て調査や労働者自身の
争議調停を以て、健全な並に生計の諸問題を消弭し組合運動と労働組合との分
る提携等を積極的に行行して過去の歴史と経験が教へるべきを補はるべし。

更に五年七月より施行せられたる労働争議調停法の組合運動に及ぼす影
響を考へると、特に労働争議に對する我等の用意周到なる知識と行動とを産
感する。是れは調停法の利用の方面から言へば、中々、公認して公正なる名の下外着を違
ふべき必要を余り認めざるに思はれざるが事實也。然し而も組合側は調停法が行使さ
すの際も亦、調停法と教則とがあるか否かを最も重んずる。然れども是れも亦、
我等は今回労働争議調停法に對する提議案を以て當て然る争議回避論或は争
議不能論の論議と本から説明すべし。此の如き労働組合の積極性のため労働
組合を以て生産生活の現實的必要に立脚しむるの意義を骨子として労働争議
統制に對する決議案を提出するもりである。

決議

日本労働同盟加盟の各組合は労働争議發生に際して必ずしも諸條件を忠実に
遵守し労働争議の堅實化を計らねばならぬ。